

「法 学 系」教 育 評 価 報 告 書

(平成13年度着手 分野別教育評価)

東京大学大学院法学政治学研究科

平成15年3月

大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

○機構の行う評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するように、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成14年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成13年度着手分については、以下の3区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- ① 全学テーマ別評価（教養教育（平成12年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- ② 分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- ③ 分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

○分野別教育評価「法学系」について

1 評価の対象組織及び内容

このたびの評価は、設置者（文部科学省）から要請のあった6大学の学部、研究科（以下「対象組織」）を対象に実施した。

評価は、対象組織の現在の教育活動等の状況について、原則として過去5年間の状況の分析を通じて、次の6項目の項目別評価により実施した。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況
- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

2 評価のプロセス

対象組織においては、機構の示す要項に基づき自己

評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を機構に提出した。

機構においては、専門委員会の下に評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及び対象組織への訪問調査を実施した。

なお、評価チームは、各対象組織により、教育目的及び目標に沿って評価項目の要素ごとに独自に設定された観点に基づき分析を行い、その分析結果を踏まえ、要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献（達成又は機能）の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で評価項目全体の水準を導き出した。

機構は、これらの調査結果を踏まえ、その結果を専門委員会に取りまとめた上、大学評価委員会で評価結果を決定した。

機構は、評価結果に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった対象組織について、大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

3 本報告書の内容

「Ⅰ 対象組織の現況及び特徴」、「Ⅱ 教育目的及び目標」及び「◇ 特記事項についての所見」の「対象組織の記述」欄は、対象組織から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は評価項目ごとに、貢献（達成及び機能）の状況を要素ごとに記述している。

また、当該評価項目の水準を、これらの状況から総合的に判断し、以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・ 十分貢献（達成又は機能）している。
- ・ おおむね貢献（達成又は機能）しているが、改善の余地もある。
- ・ かなり貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要がある。
- ・ ある程度貢献（達成又は機能）しているが、改善の必要が相当にある。
- ・ 貢献しておらず（達成又は整備が不十分であり）、大幅な改善の必要がある。

なお、これらの水準は、対象組織の設定した教育目的及び目標に対するものであり、相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価結果を要約して示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった対象組織について、その内容を転載するとともに、それへの機構の対応を示している。

「特記事項についての所見」の「機構の所見」欄は、全ての対象組織について、所見の記述を差し控える旨の統一的な文章を記述している。

4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象組織の現況及び特徴

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 現況

- (1) 機関名
東京大学
- (2) 研究科名
大学院法学政治学研究科
- (3) 所在地
東京都文京区本郷 7 - 3 - 1
- (4) 専攻構成
- 公法専攻
 - 修士課程 研究者養成コース
 - 専修コース (公共政策専修コース)
 - 博士課程
 - 民刑事法専攻
 - 修士課程 研究者養成コース
 - 専修コース (経済法務専修コース)
 - 博士課程
 - 基礎法学専攻
 - 修士課程 研究者養成コース
 - 専修コース (比較法文化専修コース)
 - 博士課程
 - 政治専攻
 - 修士課程 研究者養成コース
 - 専修コース (公共政策専修コース)
 - 博士課程
- (5) 学生数及び教員数
- | | | |
|-----|----------|------------------|
| 学生数 | 修士課程 | 165 名 (うち休学 7 名) |
| | 研究者養成コース | 26 名 |
| | 専修コース | 139 名 |
| | 博士課程 | 88 名 (うち休学 8 名) |
| 教員数 | 教 授 | 77 名 |
| | 助教授 | 28 名 |
| | 講 師 | 2 名 |
| | 助 手 | 32 名 |
| | 合 計 | 139 名 |
| | | (うち長期在外研究 7 名) |

2. 特徴

東京大学法学部は、明治 10 年 4 月に創設された「東京大学法学部」に、明治 18 年、「東京法学校」と「東京大学文学部政治学及理財学科」が統合され、ほぼ原型が確定した。旧制の大学院が発足したのは、その翌年、明治 19 年のことであり、以後、法学部とともに、今日まで一貫して日本における法学・政治学研究の一つの中心として機能し、高度の教育によって多数の優れた人材を育成し、学界を始め司法・行政・政治・経済・言論報道等の各界に卒業生を送り出してきた。新制大学院の博士課程修了者 (博士号取得者) は累積 196 名 (うち外国人 35 名) である。

戦後、昭和 24 年に新制の大学が発足すると、これに対応して、昭和 28 年、東京大学大学院学則が定められ、新制大学院が発足した。当時は、人文科学、社会科学、数物系、化学系、生物系の 5 研究科であった。昭和 38 年、人文科学、社会科学の 2 研究科を改組して、人文科学、教育学、法学政治学、社会学、経済学の 5 研究科を設置した。法学政治学研究科の発足である。

平成 3 年、大学院重点化が始まり、法学政治学研究科は専修コース (一学年 80 人、うち半数は職業人) を設置した。これは、高度の専門知識を持った職業人を養成することを目的とするもので、もっぱら研究者養成を目指していた従来の方針からの大きな転換であった。大学院生の数は急増し、社会との接点も増えて、大学院の社会化を実現することとなった。

本研究科の施設としては、教室・演習室・事務室・大学院共同研究室・大学院生用ラウンジ・討論室・共同作業室等がある。共同作業室にはネットワーク端末が置かれ、自由に利用できるようになっている。また、法学・政治学の専門図書館としては世界屈指のコレクションを有する図書室がある (蔵書約 58 万冊)。その一部である継続資料室は、法学・政治学関係の国内外の雑誌、約 1,800 タイトルを購入している。また、附属施設として、近代日本法政史料センター (明治新聞雑誌文庫)・外国法文献センター・比較法政国際センターのほか、平成 13 年からはビジネスローセンターが設置されている。前二者は、それぞれの分野における国内で最も充実した資料のコレクションを有し、広い利用に供している。

教育目的及び目標

対象組織から提出された自己評価書から転載

1. 教育目的

法学政治学の分野において、世界のトップクラスの大学に比肩しうる、東アジア地域の中心的研究教育機関として、極めて優秀な研究者および専門職業人を養成する。

<研究者養成コース>

国内外から高度の潜在的研究能力を持つ学生を受け入れる。

最高水準の教員・研究者を養成する。

少人数の演習と、論文指導を中心に、教官によるきめ細かい指導によって研究能力を涵養する。

<専修コース>

国内外から、高度の潜在的能力を持つ学部新卒者と、一定の経験と強い意欲を有する職業人を受け入れる。

広い視野から法と政治の問題を掘り下げ考える能力を備えた高度の専門職業人を養成する。

演習、講義、リサーチ・ペーパー執筆を通じて高度の専門能力を涵養する。

2. 教育目標

<研究者養成コース>

(全専攻に共通の教育目標)

厳正で競争的な入学試験により、各専攻にふさわしい優秀な人材を国内外から受け入れる。

優秀な教授陣を確保して多様な演習・講義を提供する。専任教官が手薄な分野においては、当該分野で特に秀でた非常勤講師を確保する。

指導教官の懇切な指導により、研究者としての態度や技術を次世代に伝える。

多様な研究会を開催し、国内外の優れた研究者・実務家から直接学ぶ機会を提供する。

修了者のほとんどが国内外の大学等で教員・研究者として活躍できるようにする。

とりわけ東アジア地域の留学生を研究者として養成する。

(各専攻の教育目標)

(公法専攻)

諸外国との比較や歴史的な比較の方法を重視しつつ、判例研究等を通じて法実務にも通じた研究者を養成する。

必要な分野では留学を奨励し、国際的視野・経験と研究水準を供えた研究者を育てる。

(民刑事法専攻)

母法の沿革を深く理解させるとともに、母法以外の法

との比較も行なわせ、法的思考を立体的に修得させる。

判例および法実務に対する造詣を深めさせ、併せて立法論的思考をも錬磨する。

(基礎法学専攻)

外国語・古典語の高度な素養、史料批判・史料操作能力、古文書読解能力、実態調査・データ分析の手法など、各専門に応じた高度の研究基礎能力を修得させる。

実務法学に対し、建設的批判などによりその発展に貢献する能力を涵養する。

(政治専攻)

政治思想、政治史など伝統ある政治学と、政治過程論、国際政治学など現代的課題に取り組む政治学とがバランスよく組み合わせられたカリキュラムを提供する。

方法的にも、一次資料の綿密な読解等の伝統的手法と、コンピュータによる統計処理を含む最先端の手法とをバランスよく配置した多様なカリキュラムを提供する。

必要な分野では博士課程で留学を奨励し、国際的視野・経験と研究水準を備えた研究者に育てる。

<専修コース>

(全専攻に共通の教育目標)

東京大学法学部卒業者、他学部・他大学卒業者、企業や諸官庁から派遣された職業人、さらには外国人という多様な学生が交流し、刺激しあうようにする。これを実現するために、選抜方法も多様なものとする。

多彩な演習・講義を提供することにより、幅広い視野と法学政治学的教養を備えた専門職業人を養成する。

英語を初めとする外国語の専門文献を深く読みこなす能力を涵養する。

高度な法学政治学の能力を必要とする実務諸分野で専門職業人として活躍しうる人材を供給する。

とりわけ東アジア地域の留学生を高度の専門職業人として養成する。

(各専攻の教育目標)

公法専攻では、公共政策の企画立案・実施における法の関与のあり方を修得させ、国家的あるいは国際的な公共秩序の維持発展のために有為な人材を育成する。

民刑事法専攻では、弁護士等の実務家を交えて教育を施し、実務上生起する最先端の課題を積極的に発掘し、取り組むことを奨励する。

基礎法学専攻では、特定の主題をめぐって専門を異にする複数の教官による分野横断的な授業を提供し、比較法文化的な広い視野から問題を捉え返す能力の獲得を促す。

政治専攻では、内容および方法論の両面に於いてバランスのよいカリキュラムを提供し、政策技術だけでなく、歴史、思想、世界各地の現実に関する演習・講義を提供することにより、幅広い視野と政治学的教養を備えた専門職業人を養成する。

評価項目ごとの評価結果

1. 教育の実施体制

この項目では、対象組織における「教育の実施体制」について、「教育実施組織の整備に関する取組状況」、「教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況」及び「学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

多種の専攻及びコースを設け、多彩な専門分野の教員を確保して、質の高い教員による指導が行われる教育体制が整備されている点は特に優れている。

基幹講座に属する（いわゆる法学部所属）教員が110名と量的に多く、教員の専門分野は、極めて広い分野に及んでおり、国際的に通用し得る質の高い教員が多いことは特に優れている。

比較法政国際センターやビジネスローセンターを通じて外国人研究者や実務との接点も形成し、システムとして機能しており、特に優れている。

他方、東アジアを重視し、世界の一流の大学と競争していくためには、教員の専門が欧米に偏し、イスラム圏、中国・インドの専門家が不足しており、十分とはいえない面もある。

近い将来多少改善される予定があるが、ジェンダー・バランスの悪い点については改善の余地がある。また他大学出身者が少ない点も改善されつつあるが、まだ不十分であり、検討の余地がある。

専攻主任会議と合同専攻会議という専攻を横断する2つの会議により、広い視野から教育課程を運営し、実施状況を把握し、改善に努めるなど、運営体制が充実していることは評価できる。

ティーチング・アシスタント(TA)や教材の作成等、教育を支援する体制が予算と人員の制約から不十分であり、改善の必要がある。

【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学生及び教職員に配布される「大学院便覧」、「大学院授業内容概略」、そしてホームページにより、教育目的及び目標についての周知が図られており、特に専修コースの学生と教職員には、パンフレットを配布し、教育目的及び目標を実現するための具体的な手順まで説明している点は評価できる。しかし、学生に対する教育目的・目標の周知徹底状況については必ずしも十分でなく、なお一層の工夫が望まれる。

「東京大学法学部研究・教育年報」を各方面に配布しているほか、「東京大学法学部白書」の名称で市販し、ホームページにおいてその情報を提供している点は評価できる。また、教育体制に関する新たな取組を行う際には、適宜記者会見等の方法によって情報の公表を図っており、新聞等で広く報道されているこ

とは特色のある取組である。

専修コースにおいて派遣元の官庁・企業との間に官庁や企業に戻った学生の近況・活動振りや、企業の希望を中心に定期的に懇談し、大学院教育のあり方にフィードバックする試みは特色のある取組である。

【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

学生受入方針に関する取組についても、課程やコースの趣旨に合わせて多様できめ細かい選抜方法を探り、また選抜方法を公平かつ厳正に実施する体制を整えている点において、特に優れている。

学生受入方針について、絶えず合同専攻会議等において再検討を加え、再確認を行っている点は評価できる。特に多様な学生が出願する専修コースについてきめ細かい努力がなされている点は評価できる。

博士課程の学生受入方針を明記したパンフレット等が作成されていないことは改善の余地がある。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

多種の専攻及びコースを設け、多彩な専門分野の教員を確保して、質の高い教員による指導が行われる教育体制が整備されている点は特に優れている。

基幹講座に属する（いわゆる法学部所属）教員が110名と量的に多く、教員の専門分野は、極めて広い分野に及んでおり、国際的に通用し得る質の高い教員が多いことは特に優れている。

比較法政国際センターやビジネスローセンターを通じて外国人研究者や実務との接点も形成し、システムとして機能しており、特に優れている。

教員の充実になお必ずしも十分とはいえない面がある。特にジェンダー・バランスが悪い点は改善の余地がある。

学生受入方針に関する取組についても、課程やコースの趣旨に合わせて多様できめ細かい選抜方法を探り、また選抜方法を公平かつ厳正に実施する体制を整えている点において、特に優れている。

TAの数が少ないなど、教育を支援する体制が不十分である点について改善の余地がある。

博士課程の学生受入方針の周知・公表など、改善の余地がある。

2. 教育内容面での取組

この項目では、対象組織における「教育内容面での取組」について、「教育課程の編成に関する取組状況」、「授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況」及び「施設・設備の整備に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

高度な内容を持つ多様な科目を多数提供していることは、特に優れている。

カリキュラムとしては、入門的なものから応用的・先端的なものまで、多様な演習や講義が多数開講され、指導教官の指導により、学生がその理解度・関心に応じて、入門的な講義・演習から応用的なものに移っていくよう工夫されていることは評価できる。

研究者養成コースにおいて、研究者としての基礎能力の涵養を重視する方針を採用し、毎年、具体的に必要なバランスの取れた科目を提供していることは評価できる。

専修コースにおいては、各専門分野ごとに教員グループが協議して、毎年の科目提供について決定していること、また、高度職業人に必要な能力の養成を重視する教育課程の編成が行われていることは評価できる。

全体として、教員組織が優れていることもあり、教育課程の編成はバランスよく工夫されている。

【要素2】授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況

学生が、自分の行なった研究を業績として外部に公表できる機会が早い段階から用意されていることは高く評価できる。

附属施設である比較法政国際センターでは、世界的に見ても高水準の内外の客員研究員やゲスト・スピーカーによるセミナーや講演が頻繁に行われており、学生に対しても内外の第一線の研究者による先端的な研究に触れる機会が提供されており、特に優れている。

指導教官の選定が、研究者養成コース・専修コースいずれの場合にも、学生の問題関心及び研究テーマを最重視してなされており、また、研究課題の設定の際の指導教官の指導も密度の濃いものであり、優れている。教育内容面の充実に向けた努力が見られ、指導教官の真摯な努力を読み取ることができる点は評価できる。

毎年10数名の学生がTAとして採用されているが、予算・人員等の制約から、その採用がいまだ十分でないことは、改善の余地がある。

【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況

蔵書約58万冊、受入雑誌約1,800タイトルという世界でも有数のコレクションを有し、系統的に整備し、教員・学生の利用に供していること、また、毎年多額の予算を割り当て、その維持・拡充に全力を注いでいることは特に優れている。

学生は各自アカウントを持ち、学生用の共同作業室や書庫・継続資料室に設置された情報端末からネットワークにアクセスし利用することが可能であり、優れている。

講義室・演習室、研究室等の整備が、物理的スペースの制約や予算の制約から、量的・質的に十分とは言い難い状況にあること、特に、専修コースの閲覧室のスペースは不十分であり、改善を要する。

継続資料室、書庫等いずれも狭隘で、施設の利用スペースという点では学生に少なからず不便を強いている面があること、また、専修コースのための専用図書の購入以外には、多くの学生が利用する参考図書について複本が揃えられていないことは改善を要する。情報端末の拡充や新たなデータベースの導入、さらには電子ジャーナルの増強等も課題である。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

高度な内容を持つ多様な科目を多数提供していることは、特に優れている。

米国の大学（コロンビア大学、ミシガン大学）との提携により毎年、外国人教員との合同講義・演習を開講していることは特色のある取組であり、特に優れている。附属施設である比較法政国際センター等においては、世界的に見ても高水準の内外の客員研究員やゲスト・スピーカーによるセミナーや講演が頻繁に行われており、学生に対しても内外の第一線の研究者による先端的な研究に触れる機会を提供していることは特色のある取組である。

学生が、自分の行った研究を業績として外部に公表できる機会が早い段階から用意されていることは高く評価できる。

施設・設備の整備に関する取組状況については、狭隘化したキャンパスの中で、物理的スペースの制約や予算の制約から、量的・質的に十分とは言い難い状況にあることは、改善の余地があると判断される。特に、専修コースの閲覧室のスペースは不十分であり、改善を要する。

予算・人員等の制約から、TAの採用がなお十分でない。

3. 教育方法及び成績評価面での取組

この項目では、対象組織における「教育方法及び成績評価面での取組」について、「授業形態、研究指導法等の教育方法に関する取組状況」、「成績評価法に関する取組状況」及び「施設・設備の活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】授業形態、研究指導法等の教育方法に関する取組状況

全ての学生に対して1人ずつ指導教官が配置されており、各学生の必要に応じてきめ細かく指導が行われていること、また、他の教員との連携を図りつつ指導を行う体制が整っていることは優れている。

専門分野を共通にする複数の教員が参加し、あるいは、特定の主題をめぐって専門分野を異にする複数の教員が参加する研究会や演習が数多く、かつ定期的に開かれており、極めて好ましい演習方法であると高く評価できる。

学生には、指導教官の推薦及び指導のもとで、各種の学会における発表を行い、あるいは学外の研究機関における共同研究・研究調査に参加する者が少なくなく、比較的早い時期から学外での研究活動に参加する機会が与えられており、特に優れている。

研究者養成コースと専修コースの共通の演習を行うことにより、弁護士や企業内の法律実務家を交えた教育を行う場が設定されていることは特色のある取組である。

留学生担当の教員1名と非常勤職員1名が配置されており、留学生の研究・学習に必要なサポートが確保されるような制度的配慮がなされていることは評価できる。

学生が多様な演習等を適切に組み合わせて履修計画を立てることができるように配慮されていることは評価できる。

【要素2】成績評価法に関する取組状況

成績評価は、原則として、優・良・可・不可の4段階の評価点によっているが、その評価は厳格になされており、特に専修コースの学生については、一定の基準に従い「優」は一定の比率に限定して行うものとされていることは特に優れている。

専修コースのリサーチペーパーでは、特に優秀なものにはその旨を付記し、顕彰していることは特色のある取組である。

研究者養成コースについては、指導教官を含む2名の教員による論文審査の後、当該専攻分野の関連分野の5名の教員による口述試験により合否が決定され、専修コースについては、原則として指導教官による論文審査の後、当該専攻の3名の教員による口述試験により成績が決定されており、厳格な審査を行っていることは評価できる。

学生が身に付けた学力や育成された資質・能力を判断する取組については、教員が適宜、指導の中で判断することを原則としており、制度的な整備に課題を残しており、検討の余

地がある。

修士課程においては、修士論文の中間発表が能力・資質の判断の上で、かなりの成功を収めている点は評価できる。

博士の学位論文の水準に関しては、これまでの研究を踏まえつつ新たな分野を切り開いたり、新たな理論を提示することによって学界に対して少なからぬ貢献をしたことを基本的な考え方としてきたことが、研究指導上、優れた成果を挙げたことは評価できる。

しかし他方、博士の学位の授与基準については、博士の学位についての考え方の変化に照らし、その見直しを検討する余地がある。

【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況

研究者養成コースの学生は、法学部図書室の蔵書を共同研究室において、また専修コースの学生も、読書室の書籍残置棚を利用して、十分に活用していることは評価できる。

情報機器等についても学生が常時活用していることは評価できる。しかし、電子ジャーナルの利用については、自宅からのアクセスが困難なこと、研究室利用時間が限られている（7時から21時45分まで）ことなど改善の余地もある。

予算的・場所的な制約はあるとしても、施設・設備の充実の面では十分でないところがある。特に専修コースの学生にも十分な座席スペースが与えられるべく、改善が必要である。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

専門分野を共通にする複数の教員が参加し、あるいは、特定の主題をめぐって専門分野を異にする複数の教員が参加する研究会や演習が、数多く、かつ定期的に開かれており、極めて好ましい演習方法であると高く評価できる。

学生には、指導教官の推薦及び指導のもとで、各種の学会における発表を行い、あるいは学外の研究機関における共同研究・研究調査に参加する者が少なくなく、比較的早い時期から学外での研究活動に参加する機会が与えられており、特に優れている。

全体として厳格な成績評価がなされていることは評価できる。

専修コース学生の研究用の座席不足は、改善が必要である。

成績評価法に関する取組状況のうち、学生が身に付けた学力や育成された資質・能力を判断する取組等については課題を残しており、改善の余地があると判断される。

4. 教育の達成状況

この項目では、対象組織における「教育の達成状況」について、「学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況」及び「進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた達成の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の達成の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標に照らした達成度の状況

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況

幅の広い視野と法学政治学の教養の涵養という教育目標に関しては、多様な講義・演習、研究会を用意し、研究者だけでなく最先端の課題に取り組む実務家や外国人の客員教授、助教授による指導を提供することで、かなりの程度達成していることは評価できる。

研究者養成コースの入学者の85%が2年間の所定の期間に水準の高い修士論文を提出し、修士の学位を取得していることは優れている。

専修コースでは、過去5年間の実績で見ると入学者のうち2年間の所定の期間に修士の学位を取得した者の比率が83%と高く、「研究者養成コース」の入学者とほぼ同じ水準に達しており、優れている。

本研究科の3年間の博士課程を終えた者の多くは、博士の学位を取得しなくとも、各々の専門の雑誌に論文を執筆しており、第一級の研究者の養成を第一の責務とする教育目標から見て、高く評価できる。

しかし、博士の学位取得者の数が分野によっては十分ではないことや、標準修業年限内の学位取得者が少なく、博士の学位授与についての考え方の変化に照らし、検討の余地がある。

この点は特に、留学生については留学期間の長期化という問題を生じさせており、東アジアの中心的教育研究機関として優秀な研究者を養成するという教育目的から見て改善の余地がある。

【要素2】進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況

修士課程2コースともそれぞれ特色を生かした成果がおおむね上がっている点は評価できる。

研究者養成コースでは、90%の修了者が継続して研究を続けており、また、「専修コース」では、毎年70名以上の修了者を送り出しており、その半数近くが入学以前の職場に復職していることは優れている。

専修コースでは、多様な業種に人材を提供していること、また、就職内定先から判断すると、高度の専門職業人の育成という社会の要請にも応えていることは評価できる。全体としては、多様な学生を受け入れて高度な職

業能力を持った人材を養成するという基本的な目標において、大きな成果を上げ、また大学に刺激を与えていると高く評価できる。

研究者養成コースでは、国内外の大学・研究機関に高い水準の教員・研究者を提供していることは評価できる。また、数は必ずしも多くないが、優れた博士論文をコンスタントに出し続けており、また少数ながらも博士課程を修了した外国人が自国に戻りそこでの研究・教育に貢献していることは評価できる。

課程を修了後に就職先等が未決定な者がおり、特に博士課程退学者については、研究のサポートと就職の相談など継続的な支援体制を作り上げることが課題である。

東アジア地域の留学生を研究者として養成する目標については、特に政治専攻では、近年はかなり達成されているものの、全体として不十分であり、改善の余地がある。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

研究者養成コースでは、国内外の大学・研究機関に高い水準の教員・研究者を提供しており、この点は特に優れた点である。

専修コースでは、多様な学生を受け入れて高度な職業能力を持った人材を養成するという基本的な目標において、大きな成果を上げ、また大学に刺激を与えていると高く評価できる。

課程を修了後に進路が未決定な者もあり、特に博士課程退学者について継続的な支援体制を作り上げることに課題を残しており、改善を要する。

博士の学位取得者が少ないことや、標準修業年限内の博士の学位の取得者が少なく、博士の学位についての考え方の変化に照らして、検討の余地がある。

この点は特に留学生については留学期間の長期化という問題を生じさせており、東アジアの中心的教育研究機関として優秀な研究者を養成するという教育目的から見て改善の余地がある。

5. 学習に対する支援

この項目では、対象組織における「学習に対する支援」について、「学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況」及び「学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況」の要素ごとに教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の貢献の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

目的及び目標の実現への貢献度の状況

【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

大学院進学を目指す学部・大学院の学生を対象とした大学院紹介ガイダンスを行い、専門・専攻の紹介、カリキュラム編成、科目履修の方法などについて説明する機会を設けていることは、特色のある取組であり、高く評価できる。

また入学時には、授業科目の選択や履修の方法を始め、研究生生活に必要なさまざまな注意事項を説明するためのガイダンスを行っていることは、学生の学習に対する支援体制として優れている。

指導教官により、専攻指導という形で研究の指導・助言がなされるほか、論文の題目選択、論文の執筆等についても、適宜指導がなされていること、また、修士課程の学生については、博士課程のTAから学習上の補助を受けることもできる点は評価できる。

留学生担当を2名配置して留学生の個別の相談に応じるチューター制度を採用し、留学生の勉学を支援する体制を整えていることは評価できるが、チューターを捜すのに難渋することが少なくない点や、留学生がよりアクセスし易い環境を整える点では改善の余地がある。

課外活動や実務へのインターンシップ等への支援の制度が現在のところないことは検討を要する。

法学政治学研究科自体で、日本人・外国人双方の学生に対しいくつかの奨学金や学習支援費を提供していることは、財源不足で十分ではないとはいえ、学生に対する財政的支援の努力として特色のある取組であり、評価できる。

【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

研究者養成コースの学生には、大学院読書室、共同研究室が割り当てられ、専修コースの学生には専修コース閲覧室が割り当てられるほか、PC 機器やネットワーク端末が設置されて学生の利用に供されており、学生の自発的な学習を支援するさまざまな工夫・努力がなされている点は評価できる。

しかし、法学政治学研究科は近年、狭隘化が著しく、学生数に比べて学習スペースは数の面でも広さの面でも十分なものとはいえず、改善の必要がある。

また予算上の制約から、法学政治学研究科内の学生用

の研究スペース、情報機器などの機材の質・量、教室の設備等が十分ではなく、その点でも改善の必要がある。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

大学院進学を目指す学部・大学院の学生を対象とした大学院紹介ガイダンスを行い、専門・専攻の紹介、カリキュラム編成、科目履修の方法などについて説明する機会を設けている点は、特色のある取組であり、高く評価できる。

法学政治学研究科自体で、日本人・外国人双方の学生に対しいくつかの奨学金や学習支援費を提供していることは、財源不足で十分ではないとはいえ、学生に対する財政的支援の努力として特色のある取組であり、評価できる。

留学生担当を2名配置して留学生の個別の相談に応じる、チューター制度を採用し留学生の勉学を支援する体制を整えていることは評価できる。

学習環境の整備の取組という観点からすると、法学政治学研究科は近年、狭隘化が著しく、学生数に比べて学習スペースは数の面でも広さの面でも十分なものとはいえず、改善の必要がある。

また予算上の制約から、法学政治学研究科内の学生用の研究スペース、情報機器などの機材の質・量、教室の設備等が十分ではなく、その点でも改善の必要がある。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

この項目では、対象組織における「教育の質の向上及び改善のためのシステム」について、「組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制」及び「評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況」の要素ごとに改善システムの機能の程度を判断し、それらを総合的に判断した上で項目全体の機能の程度を評価し、水準を導き出したものを示している。また、特に重要な点を「特に優れた点及び改善点等」として示している。

改善システムの機能の状況

【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

早くから全国に先駆けて自己点検書「東京大学法学部研究・教育年報」を発行し、研究・教育の状況に関する情報を外部へ向けて積極的に発信し評価の素材を提供してきたことは、高く評価できる。

上記の自己点検書により、教員は、2年ごとに自己の研究・教育活動の概要を報告するよう義務づけられ、教授就任以後12年と22年に自己点検のための研究報告書を提出することになっており、自己規律のシステムが機能していることは評価できる。

また、多数の教員からなる専門分野においては分野ごとにも、研究会活動や各種の情報交換などを通じた教員相互の点検・評価が行われていることは評価できる。

しかし教員の教育活動の評価体制としては、基本的には自己規律に基づく個々の教員による自己評価にとどまっており、組織としての評価体制が必ずしも十分ではない。学生による授業評価については、学部との合併講義については大学院生についても本年度から導入されたことは評価できる。少人数のために授業評価制度になじまないところについては、評価の方法についての検討が望まれる。

さらに、法学政治学研究科としては、これまで外部評価が行われていないことは、組織としての教育活動を評価するシステムとしては不十分であり、改善の余地がある。

【要素2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

専門分野ごとの点検規律、各専攻主任・副主任による規律・調整、専攻主任会議及び合同主任会議における統括的規律などそれぞれの段階における教育の質の向上に向けた取組もなされているが、基本的には、自己点検・自己評価に基づき、個々の教員において教育の質の向上のために必要な改善策を講じる取組が行われ、自己規律を中核とする評価システムが機能していることは評価できる。

しかし、法科大学院において実施する予定であるとされてはいるが、外部評価がこれまで行われていないこと、そのために外部評価の結果を教育の質の向上及び改善の

取組に結び付けるための学部全体の方策が十分ではない点は、改善の余地がある。

また学生による授業評価は部分的には行われているものの、その評価結果を改善の取組に結び付けるシステムが、主として自己規律を中核とした評価システムとなっている点で十分でなく、今後さらに、評価結果を生かす工夫が期待される。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特に優れた点及び改善点等

早くから全国に先駆けて「東京大学法学部研究・教育年報」を発行し、教育・研究の状況に関する情報を外部に向けて積極的に発信し評価の素材を提供してきたことは、高く評価できる。

教育活動の評価としては、自己規律に基づく個々の教員による自己評価にとどまっており、組織としての評価体制が必ずしも十分ではない。また、学生による授業評価についても、学部については本年度から導入されたことは評価できる。少人数のために授業評価制度になじまないところについては、評価の方法についての検討が望まれる。

さらに、法学政治学研究科としては、これまで外部評価が行われていないことは、組織としての教育活動を評価するシステムとしては不十分であり、改善の余地がある。

評価結果の概要

1. 教育の実施体制

多種の専攻及びコースを設け、多彩な専門分野の教員を確保して、質の高い教員による指導が行われる教育体制が整備されている点は特に優れている。

基幹講座に属する(いわゆる法学部所属)教員が110名と量的に多く、教員の専門分野は、極めて広い分野に及んでおり、国際的に通用し得る質の高い教員が多いことは特に優れている。

比較法政国際センターやビジネスローセンターを通じて外国人研究者や実務との接点も形成し、システムとして機能しており、特に優れている。

教員の充実になお必ずしも十分といえない面がある。特にジェンダー・バランスが悪い点は改善の余地がある。

学生受入方針に関する取組についても、課程やコースの趣旨に合わせて多様できめ細かい選抜方法を採用し、また選抜方法を公平かつ厳正に実施する体制を整えている点において、特に優れている。

TAの数が少ないなど、教育を支援する体制が不十分であることについて、また、博士課程の学生受入方針の周知・公表など、改善の余地がある。

以上の状況から、教育の実施体制の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

2. 教育内容面での取組

高度な内容を持つ多様な科目を多数提供していることは、特に優れている。

米国の大学(コロンビア大学、ミシガン大学)との提携により毎年、外国人教員との合同講義・演習を開講していることは特色のある取組であり、特に優れている。

附属施設である比較法政国際センター等においては、世界的に見ても高水準の内外の客員研究員やゲスト・スピーカーによるセミナーや講演が頻繁に行われており、学生に対しても内外の第一線の研究者による先端的な研究に触れる機会を提供していることは特色のある取組である。

学生が、自分の行った研究を業績として外部に公表できる機会が早い段階から用意されていることは高く評価できる。

施設・設備の整備に関する取組状況については、狭隘化したキャンパスの中で、物理的スペースの制約や予算の制約から、量的・質的に十分とはいえない状況にあることは、改善の余地があると判断される。特に、専修コースの閲覧室のスペースは不十分であり、改善を要する。

以上の状況から、教育内容面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

3. 教育の方法及び成績評価面での取組

専門分野を共通にする複数の教員が参加し、あるいは、特定の主題をめぐって専門分野を異にする複数の教員が参加する研究会や演習が、数多く、かつ定期的に開かれており、極めて好ましい演習方法であると高く評価できる。

学生には、指導教官の推薦及び指導のもとで、各種の学会における発表を行い、あるいは学外の研究機関における共同研究・研究調査に参加する者が少なくなく、比較的早い時期から学外での研究活動に参加する機会が与えられており、特に優れている。

専修コース学生の研究用の座席不足は、改善が必要である。

成績評価法に関する取組状況のうち、学生が身に付けた学力や育成された資質・能力を判断する取組等については課題を残しており、改善の余地があると判断される。

以上の状況から、教育方法及び成績評価面での取組の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献して

いるが、改善の余地もある。

4. 教育の達成状況

研究者養成コースでは、国内外の大学・研究機関に高い水準の教員・研究者を提供しており、この点は特に優れた点である。

専修コースでは、多様な学生を受け入れて高度な職業能力を持った人材を養成するという基本的な目標において、大きな成果を上げ、また大学に刺激を与えていると高く評価できる。

この点は特に留学生については留学期間の長期化という問題を生じさせており、東アジアの中心的教育研究機関として優秀な研究者を養成するという教育目的から見て改善の余地がある。

博士の学位取得者が少ないことや、標準修業年限内の博士の学位の取得者が少なく、博士の学位についての考え方の一般的变化に照らして、検討の余地がある。

この点は特に留学生については留学期間の長期化という問題を生じさせており、東アジアの中心的教育研究機関として優秀な研究者を養成するという教育目的から見て改善の余地がある。

以上の状況から、教育の達成状況の項目全体の水準は、教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。

5. 学習に対する支援

大学院進学を目指す学部生を対象とした大学院紹介ガイダンスを行い、専門・専攻の紹介、カリキュラム編成、科目履修の方法などについて説明する機会を設けていることは、特色のある取組であり、高く評価できる。

法学政治学研究科自体で、日本人・外国人双方の学生に対しいくつかの奨学金や学習支援費を提供している点は、財源不足で十分ではないとはいえ、学生に対する財政的支援の努力として特色のある取組であり、評価できる。

学習環境の整備の取組という観点からすると、法学政治学研究科は近年、狭隘化が著しく、学生数に比べて学習スペースは数の面でも広さの面でも十分なものとはいえず、改善の必要がある。

また予算上の制約から、法学政治学研究科内の学生用の研究スペース、情報機器などの機材の質・量、教室の設備等が十分ではなく、その点でも改善の必要がある。

以上の状況から、学習に対する支援の項目全体の水準は、教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

早くから全国に先駆けて「東京大学法学部研究・教育年報」を発行し、教育・研究の状況に関する情報を外部に向けて積極的に発信し評価の素材を提供してきたことは、高く評価できる。

教育活動の評価としては、自己規律に基づく個々の教員による自己評価にとどまっており、組織としての評価体制が必ずしも十分ではない。また、学生による授業評価についても、学部については本年度から導入されたことは評価できる。少人数のために授業評価制度になじまないところについては、評価の方法についての検討が望まれる。

さらに、法学政治学研究科としては、これまで外部評価が行われていないことは、組織としての教育活動を評価するシステムとしては不十分であり、改善の余地がある。

以上の状況から、教育の質の向上及び改善のためのシステムの項目全体の水準は、向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが、改善の余地もある。

特記事項についての所見

「対象組織の記述」は、対象組織から提出された自己評価書から転載

対象組織の記述

平成 16 年 4 月に、いわゆる法科大学院を開設する方針で、その準備を進めている。また、同じく平成 16 年 4 月に、経済学研究科と連携して、公共政策大学院を設置することを計画している。

法科大学院は、法学未修者は 3 年、法学既修者は 2 年で修了できるものとし、前者は 100 名、後者は 200 名を予定している。したがって、1 年次 100 名、2 年次 300 名、3 年次 300 名の合計 700 名からなるものを計画している。

また公共政策大学院は、公務員、国際公務員、N G O などで政策の形成・実施・評価に関する高度の専門能力を備えた人材を養成することを目的とし、1 学年 100 名程度を考えている。その新設に従い、専修コースは発展的解消を遂げることになる。

なお、カリキュラムについては、経済学研究科と協力して設置することにより、より高度の法学、政治学、経済学の知識の結合を目指している。

従来の研究者養成コースは、基礎法政専攻（仮称）として残し、これまでと同様に修士課程と博士課程を持つものとして、最高水準の研究者養成にあたる予定である。一学年定員は 20 名程度、博士課程 50 ～ 60 名程度とし、法科大学院や公共政策大学院を終えてから博士課程に入るものも一定数予想している。

これらが実現すれば、東京大学法学部および法学政治学研究科にとって、明治初期の創設以来の大変革になる。そこには多くの困難が予測されるが、時代の要請と受け止め、前向きに取り組んでいる。

機構の所見

記述された特記事項は、自己評価の結果を踏まえたものというより、それを離れて法科大学院に関する将来構想等自体の説明に重点が置かれており、そうした将来構想に関して機構として所見を述べることは適当でないと判断した。したがって、所見の記述は、今回、差し控えることとする。